

# 平成30年第5回南島原市教育委員会定例会

日時 平成30年5月25日（金） 午後2時00分  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

- 議案第19号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定について
- 議案第21号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第22号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

### 第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 南島原市立小・中学校学校評議員について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

### 第7 閉会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成30年4月の諸会議並びに諸行事

26日(木) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

29日(日) 10:00 自然と遊ぼう2018(ありえ俵石自然運動公園)

## ○平成30年5月の諸会議並びに諸行事

2日(水) 9:30 平成30年度第1回校長会研修会(コレジヨホール)

8日(火) 10:00 平成30年度第1回教頭会研修会(コレジヨホール)

9日(水) 10:00 防災会議及び国民保護協議会(コレジヨホール)

10日(木) 14:00 セミナリヨ版画祭実行委員会(コレジヨホール)

19:30 スポーツ推進委員会委嘱状交付式・総会(南有馬庁舎)

11日(金) 9:00 部局長会議(西有家庁舎)

9:30 世界遺産登録推進本部会議(西有家庁舎)

12日(土) 14:30 南島原市PTA連合会総会(真砂)

13日(日) 9:00 中学校体育大会(市内各中学校)

14日(月) 15:00 及び20:00 世界遺産説明会(南有馬体育館)

15日(火) 13:30 島原半島租税教育推進協議会総会(島原市)

16日(水) 終日 全国都市教育長協議会総会及び研究大会(～19日)(岩手県一関市)

19日(土) 18:30 サッカー協会通常総会(マーキーズ)

21日(月) 15:00 天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議(南島原市)

22日(火) 9:00 市町村教育委員会連絡協議会総会及び研修会(大村市)

23日(水) 9:00 目標管理制度に係る校長面談(～24日)(南有馬庁舎)

24日(木) 14:00 平成30年度第1回教科書採択協議会(南有馬庁舎)

議案第 19 号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の改正による利用者負担額の引き下げに伴い、所要の改正をするもの。

平成30年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年南島原市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「14,100」を「10,100」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成30年4月分以後の保育料について適用する。

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条関係） 法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表 (単位：円)				別表第1（第3条関係） 法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表 (単位：円)			
(略)				(略)			
第3階層	第1階層を	77,101円未満	10,100	第3階層	第1階層を	77,101円未満	14,100
第4階層	除き、市町 村民税所得	77,101円以上 211,201円未満	19,500	第4階層	除き、市町 村民税所得	77,101円以上 211,201円未満	19,500
第5階層	割合算額が 次の区分に 該当する支 給認定保護 者	211,201円以上	23,100	第5階層	割合算額が 次の区分に 該当する支 給認定保護 者	211,201円以上	23,100
備考(略)				備考(略)			

改正

平成22年12月20日条例第36号

平成27年10月9日条例第21号

平成28年10月7日条例第43号

平成29年6月30日条例第19号

南島原市立幼稚園保育料等徴収条例

(目的)

**第1条** この条例は、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に基づき設置する南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料及び一時預かり保育料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(保育料等)

**第3条** 幼稚園においては、別表第1に定める保育料及び別表第2に定める一時預かり保育料（以下「保育料等」という。）を徴収する。

(保育料等の納付方法)

**第4条** 保育料は、幼児の入園の月から保育の終了又は退園の月まで毎月納付しなければならない。ただし、各年の8月に納付すべき保育料については、翌月に納付することができる。

2 一時預かり保育料は、利用した日数に応じて、利用した翌月に納付しなければならない。

3 既に納付された保育料等は還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(月の中途において入退園した場合の保育料)

**第5条** 月の中途において、入園し、又は退園した場合におけるその月の保育料は、日割計算により算定した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(保育料等の減免)

**第6条** 市長は、特別の事情により保育料等の納付が困難であると認められる者に対しては、保育料等を減免することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の幼稚園授業料等徴収条例（昭和44年西有家町条例第3号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和53年北有馬町条例第15号）、幼稚園保育料等徴収条例（昭和48年口之津町条例第24号）又は幼稚園保育料等徴収条例（昭和41年加津佐町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月20日条例第36号）  
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月9日条例第21号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成28年度分の保育料に限り、改正後の別表第1の規定の適用については、同表中「14,100」とあるのは「10,100」と、「19,500」とあるのは「15,500」と、「23,100」とあるのは「19,100」とする。

附 則（平成28年10月7日条例第43号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成28年4月分以後の保育料について適用する。

附 則（平成29年6月30日条例第19号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、平成29年4月分以後の保育料について適用する。

#### 別表第1（第3条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子ども（以下「教育認定子ども」という。）の保育料額表

（単位：円）

特定教育・保育のあった月の支給認定保護者の階層区分		保育料額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	被保護者である支給認定保護者	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税の所得割を課されない者又は養育里親等である支給認定保護者	3,000
第3階層	第1階層を除	77,101円未満
第4階層	き、市町村民税所得割合算	77,101円以上 211,201円未満
第5階層	額が次の区分に該当する支給認定保護者	211,201円以上
		23,100

#### 備考

- 1 この表において、「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- 2 この表において、「市町村民税の所得割を課されない者」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する



年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の割賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいい、「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。

- 3 この表において、「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。
- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）その他子ども・子育て支援法施行規則第22条に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者の階層が第2階層と認定された場合には、この表の規定にかかわらず当該階層の保育料額を無料とし、当該支給認定保護者の階層が第3階層と認定された場合には、3,000円とする。
- 5 同一世帯に2人以上保育料額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額
    - ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども
    - イ 支給認定保護者に係る全ての保育料額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る保育料額算定基準小学校

就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。) である支給認定子ども  
 (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る保育料額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども(最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。) である支給認定子ども

6 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者(市町村民税所得割合算額が77,101円未満の場合に限る。)に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料額は、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関するこの表の額に100分の50を乗じて得た額(子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第4号及び第2項第7号、第6条第1項第4号、第7条第1項第4号、第9条第1項第7号、第11条第1項第4号、第12条第1項第7号並びに第13条第1項第4号及び第2項第7号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもにあつては、0)

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における保育料額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 保育料額算定基準子ども(最年長保育料額算定基準小学校就学前子ども及び保育料額算定基準小学校就学前子どもを除く。) である支給認定子ども

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0」とする。

8 この表における保育料額欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。

別表第2 (第3条関係)

教育認定子どもの一時預かり保育料額表

(単位:円)

一時預かり保育料(土曜日・長期休業中)	(日額)
	100

議案第20号

南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定について

提案理由

市民の芸術文化に触れる機会の創出及び芸術文化活動の拠点施設として、「南島原市アートビレッジ・シラキノ」を設置するため、条例を制定するもの。

平成30年5月25日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

## 南島原市アートビレッジ・シラキノ条例

### (設置)

第1条 全ての市民が、芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点施設として、南島原市アートビレッジ・シラキノ（以下「アートビレッジ」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 アートビレッジの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南島原市アートビレッジ・シラキノ
- (2) 位置 南島原市南有馬町丙1795番地

### (職員)

第3条 アートビレッジに、館長その他必要な職員を置くことができる。

### (管理)

第4条 アートビレッジは、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

### (宿泊室を利用することができる者)

第5条 宿泊室の利用は、別表1に定めるギャラリー、工房等の利用者に限る。

### (利用の許可)

第6条 アートビレッジ及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、アートビレッジの管理上必要な条件を付することができる。

### (利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、アートビレッジの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を滅失又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の

利益になると認めるとき。

(4) 入場料を徴収するとき。

(5) 展示作品を販売するとき。

(6) その他アートビレッジの管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項に規定する措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除等)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除又は減額することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は利用の中止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 ギャラリー、工房等

利用室区分	単位	使用料
ギャラリー1	1日	1,000円
ギャラリー2	1日	1,000円
多目的交流室	1日	400円
工房1	1人半日	400円
工房2	1人半日	400円
アトリエ	1人半日	200円

備考

- 1 ギャラリー及び多目的交流室は、1日単位の貸出しとする。
- 2 工房及びアトリエは、半日単位の貸出しとする。半日とは、午前9時から午後1時30分まで、午後1時30分から午後6時までとし、1回の利用が半日に満たない場合は、これを半日として計算する。
- 3 ギャラリーの冷暖房を利用する場合は、1日当たり500円を加算する。
- 4 市外者が利用する場合の使用料は、倍額とする。ただし、ギャラリーの冷暖房使用料は、通常額とする。

## 2 宿泊室

区分	1人1泊当たりの使用料
大人（高校生以上をいう。）	1,000円
小人（小中学生をいう。）	500円

### 備考

- 1 使用時間は、使用開始日の午後3時から使用最終日の午前10時までとする。
- 2 小人に満たない者の使用料は、無料とする。ただし、単独で寝具を使用したときは、寝具の賃貸に係る実費を徴収する。

議案第 21 号

南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

提案理由

南島原市教育支援委員会条例第 3 条の規定により提案する。

平成 30 年 5 月 25 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信



## 平成30年度 南島原市教育支援委員会委員名簿

【 学校教育課 】

区 分	No	氏 名	備 考
医師(条例第3条1号)	1	ウエキ エイスケ 植木 英祐	学校医(南高医師会の推薦による医師)
	2	シノ ケンジ 城野 健児	
学識経験を有する者(条例第3条1号)	3	コンドウ リウジ 近藤 亮二	県立島原特別支援学校教頭
児童福祉施設の職員(条例第3条1号)	4	タハラ アヤネ 田原 章子	たすかる早崎(児童発達支援センター)児童 発達支援管理責任者
関係教育機関の職員(条例第3条2号)	5	オオクサ シュウゾウ 大草 修三	大野木場小学校校長
	6	ユジ ヤスノブ 湯治 康信	深江中学校校長
	7	コケキ ユカ 小関 由香	有馬小学校 特別支援コーディネーター 小学校代表
	8	ハヤタ ナオコ 早田 直子	深江中学校 特別支援コーディネーター 中学校代表
関係行政機関の職員(条例第3条3号)	9	ハヤシダ ミツシ 林田 充敏	市福祉保健部・こども未来課長
	10	オオタ サトミ 太田 里美	市福祉保健部・こども未来課(保健師)
その他必要と認められる者(条例第3条4号)	11	カワグチ カズノリ 川口 和典	民生委員児童委員(協議会の推薦)
	12	ミヤザキ フウク 宮崎 郷徳	たちばなこども園長(私立幼稚園代表)
	13	マツシマ コウタロウ 松島 興太郎	こば保育園理事長(南島原市保育会長)
	14		
	15		

議案第 2 2 号

南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

提案理由

スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定により提案する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日提出

南島原市教育委員会

委員長 近藤 孝信

委員会等の名称		南島原市スポーツ推進委員		定数80名以内 【80名】
No	フリガナ 氏名	任期		備考
		始期	終期	
1	溝田 民弘	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
2	福田 亮司	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
3	井口 広昭	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
4	福田 美智代	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
5	岩永 真由美	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
6	氏原 巧	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
7	栗原 雄一郎	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
8	酒井 正光	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
9	山崎 亮	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
10	藤村 誠也	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
11	井村 武弘	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
12	岩本 猛	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
13	林田 新一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
14	陣川 慎治	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
15	高田 眞紀子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
16	田口 克哉	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
17	山本 由秀	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
18	松尾 好弘	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
19	多比良 卓見	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
20	野田 香代	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
21	草野 康弘	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
22	中村 朋子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
23	佐々木 和浩	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
24	菅 健治	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
25	林田 智子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
26	川口 渉	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
27	常岡 淳一郎	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
28	本村 友香	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
29	菅 広洋	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
30	永友 直樹	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
31	竹市 保徳	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
32	小松 久勝	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
33	笹田 圭祐	H30. 5. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
34	山村 光秋	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
35	中村 哲也	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
36	浦部 宗近	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
37	笹田 真二	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
38	谷口 誠	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
39	末永 武之	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
40	高木 三成	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続

委員会等の名称		南島原市スポーツ推進委員		定数80名以内 【80名】
No	フリガナ 氏名	任期		備考
		始期	終期	
41	川上 弘昭	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
42	佐藤 幸春	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
43	山奥 博文	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
44	梶原 光幸	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
45	相川 真美	H30. 4. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
46	伊藤 孝司	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
47	藤原 カズヒコ 一彦	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
48	梶原 イサム 勇	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
49	松本 ノエカ 添花	H30. 4. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
50	池田 タカマサ 崇将	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
51	田浦 マコト 誠	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
52	坂口 ケンイチロウ 健一郎	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
53	松尾 ユキヨシ 主君	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
54	隈部 イツコ 伊都子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
55	林田 ケイコ 佳子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
56	田浦 セイゴウ 正剛	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
57	池田 ショウヘイ 正平	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
58	磯野 マサフミ 正文	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
59	山口 ヒロノリ 紘範	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
60	鳥居 ケンタ 健太	H30. 4. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
61	有村 トシオ 俊男	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
62	島崎 ケンイチ 兼一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
63	平田 ケンサク 健策	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
64	塩田 ジュンイチ 純一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
65	山下 セイイチ 誠一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
66	高見 サトコ 聡子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
67	湯田 エリカ 恵梨香	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
68	小林 チカ 智佳	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
69	山崎 アツシ 篤	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
70	大平 アキ 亜紀	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
71	川田 コ とも子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
72	兼田 マリコ 真理子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
73	柴田 ヨシカズ 良和	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
74	荒木 マコト 亮	H30. 4. 1	H32. 3. 31	新規(前任者の辞任による)
75	石川 エイジ 景士	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
76	石口 よとみ	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
77	岡本 ケイイチ 圭一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
78	伊藤 コウキ 公貴	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
79	大平 ジュンイチ 順一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続
80	原川 トシロウ 俊郎	H30. 4. 1	H32. 3. 31	継続